

# 相模原市農業委員会第13回会議議事録

開会日時 令和5年3月30日 午後1時36分

閉会日時 令和5年3月30日 午後2時24分

開催場所 産業会館3階 大研修室

出席委員 ( 印 )

青 木 齋	志 村 佳 男	八 木 拓 美
齋 藤 憲 一	阿 部 健	菱 山 喜 章
加 藤 正 博	高 橋 三 行	藤 村 達 人
渋谷 久 夫	齋 藤 孝 之	天 野 明
斉 藤 嘉 之	山 口 幸 男	加 藤 通 一
大 塚 優 子	大 谷 健 一	
小 林 康 史	西 東 邦 雄	

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議長

議席14番

議席16番

## 会議に付した事件

日程	番号	件名
1		会務報告
2		第6回農政運営委員会報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
4		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
5	議案第100号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第101号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第102号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第103号	農用地利用配分計画の作成について
9	議案第104号	農地法第3条の規定による別段の面積の設定についての廃止について
10	議案第105号	相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
11	議案第106号	令和6年度農業税制改正要望事項について
12	議案第107号	相模原市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程について
13	議案第108号	情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部を改正する規程について
14	議案第109号	相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について
15	議案第110号	事務局職員の退職について
16	議案第111号	事務局職員の任免について
17	報告第72号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
18	報告第73号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
19	報告第74号	農地所有適格法人の報告について
20	報告第75号	非農地証明書の発行について
21	報告第76号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
22	報告第77号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

**議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第13回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

本日の総会の議事録署名委員を御指名いたします。14番西東邦雄委員、16番菱山喜章委員をお願いいたします。

本日の会議の傍聴希望はございません。

## 日程 1 会務報告

### 議長（阿部会長）

これより日程に入ります。

日程 1「会務報告」をいたします。

斉藤事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（斉藤事務局長兼次長）

それでは、令和 5 年 2 月 28 日から令和 5 年 3 月 29 日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1 の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

3 月 15 日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告 10 件となっております。

続きまして、同日同所におきまして農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、補正予算についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

2 月 28 日、農業委員会第 12 回総会を行いまして、農業委員 18 名が出席しております。

同日同所におきまして、第 6 回農政運営委員会を行いまして、農業委員 10 名が出席しております。内容につきましては、令和 6 年度県農林業施策並びに予算に関する要望及び令和 6 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見等の提出についてほかでございます。

続きまして、3 月 6 日、第 1 回「第 8 回線引き見直し」に係る作業部会が行われまして、伊藤担当課長が出席しております。内容につきましては、第 8 回線引き見直しの都市防災に関する確認及び調整等についてでございます。

続きまして、3 月 7 日、第 6 回宅地造成等規制法の一部改正に関する検討ワーキングが行われまして、松橋主査が出席しております。内容につきましては、盛土規制法に関する動向と今後の対応等についてでございます。

続きまして、3 月 8 日に農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会、また、3 月 9 日に同連絡会の津久井地区部会を行いまして、それぞれ農業委員 7 名、推進委員 6 名、農業委員 6 名、推進委員 8 名が出席しております。

裏面を御覧ください。

3 月 10 日、第 101 回開発審査会が行われまして、私、斉藤が出席しております。内容につきましては、都市計画法第 34 条第 11 号の規定による条例で指定する土地の区域に係る意見聴取についてほかでございます。

続きまして、3 月 10 日、第 1 回「第 8 回線引き見直し」に係る作業部会が行われまして、伊藤担当課長が出席しております。内容につきましては、第 8 回線引き見直しの自然環境に関する確認及び調整等についてでございます。

続きまして、3 月 22 日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席してお

ります。

続きまして、2のその他でございます。

県関係でございます。

3月7日、令和4年度農地中間管理事業に係る市町村等担当者会議がウェブにより開催されまして、丸山主査、鈴木主任が出席しております。内容につきましては、農地中間管理事業の実施報告等についてほかでございます。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か皆様から御発言がございましたらお願いします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程 2 第 6 回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程 2「第 6 回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から御報告をお願いします。

### 委員長（高橋委員）

それでは、第 6 回農政運営委員会結果報告をいたします。

2 月 2 8 日に開催されました第 6 回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で、主な意見等ですが、議題 1 について、修正の意見がなかったため、2 月 2 8 日の全員協議会の資料のとおり進めていくことになりました。

議題 2 について、意見の提出に向けて、流れを説明しました。その中で、意見を提出するときだけでなく、農業委員が市長と直接話をする機会が欲しい。意見の提出に伴い、農業委員会から市に対する意見をしっかり伝えていきたい等の意見がありました。

以上で、第 6 回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第 6 回農政運営委員会報告を終わります。

### 日程3 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

### 日程4 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

#### 議長（阿部会長）

続いて、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程4「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。

事務局に報告いたさせます。

#### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、まず初めに、3月8日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（1）収入保険制度について、収入保険制度を農協の支店等で説明してもらうことは可能かとの質問があり、県農業共済組合から、対応は可能である旨、回答がありました。

また、報告案件（3）農地法改正に伴う下限面積要件の廃止について、下限面積の撤廃に伴い、農地付住宅の購入をする場合、誰でも購入が可能となるかとの質問があり、あくまで下限面積が撤廃されただけであり、農業技術がなければ、今後も農地を購入することはできないので、誰でも購入できるわけではない旨、回答しました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、3月9日に行われました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

その他において、令和5年度利用状況調査では、タブレットを使用して調査できるのか質問があり、タブレットに表示されている農地情報データ等について、国とのやり取りを行っているが、システムに反映されるまで時間がかかるため、令和5年度は今年度と同様に調査をしてもらう旨、回答しました。

また、現在、タブレットの使用により、インターネットを活用して位置情報を確認することなどが可能となるため、推進委員へのタブレットの配付に向けて、ルールを検討中であることを説明しました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

#### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。

それでは、以上で、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

## 日程5 議案第100号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程5 議案第100号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第100号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-11は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号4-11は、申請人が所有する麻溝台の農地、1筆、859㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、食品製造及び加工業者からの要望により、従業員用駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段から3段を設置、場内は一部アスファルト舗装及び砕石敷きとし、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の西約320mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-11については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

### 8番（志村委員）

3月25日に現地確認に行っていました。周りは北里大学の職員さんの駐車場がほとんどでして、土留めもきちんとしていますし、境もきちんと確認できました。よりまして、特に問題はないと思います。

以上です。

### 議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決させていただきます。

議案第100号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。



## 全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5 議案第100号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第101号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第101号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-37から5-38及び5-1075から5-1076は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-38については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-37は、譲渡人の有限会社淵野辺不動産が、譲渡人の所有する田名の農地、3筆、2,857㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、運送業者からの要望を受け、駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、東側にコンクリートブロック1段を設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立田名保育園の南東約430mです。

続きまして、收受番号5-38は、譲受人の株式会社山久建設不動産が、譲渡人3名が所有する下九沢の農地、9筆、8,974㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社山久不動産株式会社が、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、47区画の宅地分譲をするための計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み2段から3段及びRC擁壁1mから2mを設置する計画です。雨水については、各宅地に雨水ますを設置するとともに、南側に雨水貯留施設を設置し、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は市立内出中学校の東約110mです。なお、本案件は神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。引き続き6ページを御覧ください。

收受番号5-1075は、譲受人である株式会社ファミリーホームが、譲渡人の所有する緑区寸沢嵐の農地、1筆、785㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請

です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産を営んでおり、1区画の宅地を造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から2段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。また、家屋建築後は公共下水道に接続する予定となっております。申請地は市立内郷小学校の東約650mです。

続きまして、收受番号5-1076は、譲受人である一建設株式会社が、譲渡人の所有する緑区中野の農地、1筆、386㎡の所有権移転を受け、宅地造成するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産を営んでおり、2区画の宅地を造成するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から4段を設置し、雨水については、敷地内浸透とする計画です。また、家屋建築後は公共下水道に接続予定となっております。申請地は西メディカルセンターの北約80mです。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、地区担当委員さん、補足説明や意見はございませんか。

收受番号5-37について、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

#### **13番（大谷委員）**

この地は何十年も大きな林でした。そのために直径1m以上の木がたくさんあったところで、通るところは伐根してきれいになっておりますが、北側、西側の周りには、道路ぎりぎりに直径1m以上の木の株がまだ40本以上そのままになっております。それ以外は、雨水とか、周囲の影響には関係ないと思います。ただ、切り株をこれからどのようにしていくのか、少し不安に思っております。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-38については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

#### **12番（山口委員）**

この場所は、地図で3つに分かれていまして、真ん中の部分が雑木林になっていた場所です。この北側に下九沢内出特別緑地保全地区というのがあるんですけども、この緑地保全地区の続きではないかと思われるくらいの雑木林になっていた場所でした。それ以外のところは、草が刈ってあるだけで、耕作はされていなかった場所です。22日に確認してきましたけれども、きれいに整地されておりました。地図を見て分かりますように、4面とも全部、道路に囲まれておりますので、境界については全く問題ないです。あと、北側に一部、農地があるんですけども、そちらも恐らく日当たりがよくなって、営農環境はよくなる場所だろうなと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

続きまして、收受番号5 - 1075については、相模湖地区担当、青木齋委員、お願いいたします。

**1番（青木委員）**

27日に山口推進委員と現地を見て行ってきました。事務局の説明どおり、境界線もはっきりしておりますし、近隣の農地にも全然影響はないと思います。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

收受番号5 - 1076については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

**6番（大塚委員）**

3月23日に高城推進委員と一緒に確認しました。ここは、私の知っている限り、草刈りだけをしていて、所有者も地元になくて、ずっと空き地のような感じだったんですけども、今回、きちんとブロックを1段から4段設置し、そして、土の流れを止めるということなので、やむを得ないかなと思います。

以上です。

**議長（阿部会長）**

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

**事務局（伊藤担当課長）**

議長、5 - 37について補足説明です。

**議長（阿部会長）**

はい、お願いします。

**事務局（伊藤担当課長）**

先ほど、大谷委員からの説明の中で、敷地の西側にかなりの切り株があるということで、それにつきましては、今後この工事をやっていく際に、全て伐根していくということで計画されています。

以上です。

**13番（大谷委員）**

もし、それをやった場合は、道路も壊さなければならないような状態になっておりますが。

**事務局（伊藤担当課長）**

道路までの工事には手をつけないで、敷地内で伐根できるところは伐根していくと伺っております。

**13番（大谷委員）**

よろしくお願いいたします。

**議長（阿部会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**  
それでは、採決させていただきます。  
議案第101号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**  
挙手全員。  
よって日程6 議案第101号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第102号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程7議案第102号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（松浦所長）**

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第102号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1105から4-1108は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。8ページから9ページを御覧ください。

整理番号4-1105及び4-1106は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は6ページを御覧ください。契約期間は3年9か月、件数は2件、3筆、面積は1,503㎡です。

続きまして、整理番号4-1107は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。契約期間は3年9か月、件数は1件、1筆、面積は168㎡です。

続きまして、整理番号4-1108は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は7ページを御覧ください。契約期間は3年9か月、件数は1件、4筆、面積は1,584㎡です。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第102号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程7議案第102号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 103 号 農用地利用配分計画の作成について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 8 議案第 103 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、10 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 103 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 4 - 120 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 5 年 3 月 10 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 5 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11 ページを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。

整理番号 4 - 120 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市長から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。契約期間は 1 年 8 か月、件数は 1 件で、1 筆、面積は 1,586 m<sup>2</sup>です。耕作者について補足説明しますと、この方は令和 5 年 3 月、かながわ農業アカデミー卒業見込みとして、令和 4 年 12 月に新規就農者として認定いたしました。今後の作付については、トムロコシ、キャベツ、ニンジンなどの露地野菜を予定しております。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 103 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 8 議案第 103 号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程9 議案第104号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定

### についての廃止について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程9議案第104号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第104号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定についての廃止について。農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により削除されることから、農地法第3条の規定による別段の面積の設定については、廃止する。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案は、先月の全員協議会で説明させていただきました農業に新規参入する際の条件としております、いわゆる下限面積の廃止についての議案です。詳細につきましては、先月の全員協議会で資料を基に説明させていただいておりますので、今回は省略させていただきます。

令和5年4月1日から、農地法等で定められていた規定が削除されることから、本市で設定されております下限面積20アールが廃止されるものです。告示文案につきましては、13ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第104号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程9議案第104号については、原案のとおり決定いたしました。

の推進に関する指針の改正について

議長（阿部会長）

続いて、日程 10 議案第 105 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、14 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 105 号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第 3 項に基づき公表するものとする。令和 5 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、15 ページから 19 ページを御覧ください。

この指針につきましては、令和 4 年 9 月 1 日付で新たに策定しておりましたが、今回、令和 5 年 4 月から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行される中で、地域計画の作成等に関わることが追加され、最適化活動の目標の設定等に関する制度として運用が進められている中で、農業委員会等に関する法律も一部改正されることとなります。

主な改正点について説明させていただきますと、15 ページの中段には「「地域計画」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。」という一文を加えております。

また、下段には「最適化活動の目標の設定等」と明記されておまして、こちらにつきましては、17 ページを見ていただきますと、(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法とありますが、こちらは最適化活動を評価して公表するということになります。

また同様に、18 ページ 2 の(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、19 ページ 3 の(3) 新規参入の促進の評価方法ということで、同じような形で公表されることとなります。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第105号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程10議案第105号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 1 1 議案第 1 0 6 号 令和 6 年度農業税制改正要望事項について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 1 1 議案第 1 0 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 1 0 6 号 令和 6 年度農業税制改正要望事項について。神奈川県農業会議からの依頼により、「令和 6 年度農業税制改正要望事項」を別紙のとおり提出する。令和 5 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

こちらの税制要望事項につきましては、農政運営委員会等でも議論いただきまして、今回、別紙のとおり提出させていただきます。税目としましては、1 の相続税・贈与税、2 の地方税、こちらの 2 点、全部で 4 項目についての提出となります。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 0 6 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 1 0 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 1 2 議案第 1 0 7 号 相模原市個人情報保護条例施行規程の一部  
を改正する規程について**

**日程 1 3 議案第 1 0 8 号 情報通信の技術を利用する方法により行う  
行政手続等の一部を改正する規程について**

**日程 1 4 議案第 1 0 9 号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を  
改正する訓令について**

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 1 2 議案第 1 0 7 号から日程 1 4 議案第 1 0 9 号につきましては、関連議案になりますので、3 議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（阿部会長）**

御異議なしと認めます。

それでは、議案第 1 0 7 号から議案第 1 0 9 号を一括して議題に供します。

事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、3 つの議案につきましては、当日配付した資料を御覧ください。

それでは、2 2 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 0 7 号 相模原市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程について。相模原市個人情報保護条例施行規程の一部を別紙のとおり改正する。令和 5 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2 3 ページから 2 4 ページを御覧ください。

この議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、相模原市個人情報保護条例施行規程の一部を改正するものです。

改正箇所は、個人情報の保護に関する法律の改正等に該当する本則の文面に関する 2 か所となっております。なお、新旧対照表がありますので御確認をお願いいたします。

続きまして、関連議案となります議案第 1 0 8 号について説明します。2 5 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 0 8 号 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部を改正する告示について。情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等についての一部を別紙のとおり改正する。令和 5 年 3 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26ページから27ページを御覧ください。

この議案は、先ほどと同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴うものです。

実際に、相模原市個人情報保護条例の廃止により、本則の表中の個人情報開示請求の項を削除するものとなっております。なお、新旧対照表がありますので御確認をお願いいたします。

続きまして、関連議案となります議案第109号について説明いたします。28ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第109号 相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について。相模原市農業委員会事務専決規程の一部を別紙のとおり改正する。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、29ページから31ページを御覧ください。

この議案は、前の2つの議案と同様に、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う規程の改正及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農地法の改正に伴う同法の条項を引用する規定の整理をするため、相模原市農業委員会事務専決規程の一部を改正するものです。

個人情報の保護に関する法律については、事務専決規程第7条第17号において「請求の却下」の文言を削除し、関係する内容を分けて整理し、また、事務専決規程第6条、第7条及び第8条において、農地法の改正に伴う同法の条項を引用する規定を整理するものとなっております。なお、新旧対照表がありますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第107号から議案第109号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程12議案第107号から日程14議案第109号については、原案のとおり

り決定いたしました。

## 日程15 議案第110号 事務局職員の退職について

### 議長（阿部会長）

続いて、日程15 議案第110号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（濱端総括副主幹）

それでは、31ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第110号 事務局職員の退職について。令和5年3月31日付けで、次の者を定年により退職とする。事務職員斉藤ますみ。事務職員松浦毅。令和5年3月30日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案については、斉藤ますみ事務局長兼次長及び松浦毅津久井事務所長の定年による退職に関するもので、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、職員は農業委員会が任命すると規定されていることから提案するものです。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（阿部会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第110号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

### 議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程15 議案第110号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程 16 議案第 111号 事務局職員の任免について

**議長（阿部会長）**

続いて、日程 16 議案第 111号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（濱端総括副主幹）**

それでは、32ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 111号 事務局職員の任免について。令和 5 年 4 月 1 日付けで、次のとおり事務局職員を任免する。事務職員前田康行。相模原市農業委員会事務職員に任命する。農業委員会事務局長兼次長に補する。事務職員伊藤和彦。農業委員会事務局津久井事務所長に補する。令和 5 年 3 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

本議案については、前田康行新事務局長兼次長及び伊藤和彦新津久井事務所長の任命に関するもので、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項で、職員は農業委員会が任命すると規定されていることから提案するものです。なお、事務局職員全体の体制につきましては、後ほど全員協議会で説明いたします。

以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 111号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程 16 議案第 111号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 7 報告第 7 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 8 報告第 7 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 9 報告第 7 4 号 農地所有適格法人の報告について

日程 2 0 報告第 7 5 号 非農地証明書の発行について

日程 2 1 報告第 7 6 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 2 2 報告第 7 7 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

**事務局（伊藤担当課長）**

特にございません。

**議長（阿部会長）**

補足説明はなしとのことですが、皆様から、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で日程 1 7 報告第 7 2 号から日程 2 2 報告第 7 7 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 1 4 回総会は、令和 5 年 4 月 2 8 日金曜日午後 1 時 3 0 分から開催する予定です。開催場所は市民会館 3 階第 1 大会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 1 3 回総会を終了いたします。